

## 審判員資格制度改正ならびに講習会の開催について

2011年1月 資格委員会

平成21年4月に審判員規程改正の理事会承認を受け、その後、運用について調整を進めておりますが、現況につきまして以下のとおりご案内いたします。

### ■ 審判員規程の改正について

平成21年4月1日付で審判員規程を別紙のとおり改正しております。

#### 【改正に伴う主な変更点】

##### ① 資格名称について

以下のとおり名称を変更し、全競技共通資格と競技別資格に区分しました。

国内審判員 → S級または1級審判員（競技別資格）

地方審判員 → 2級審判員（競技別資格）

審判員補 → 3級審判員（共通資格）

特別審判員 → 名誉審判員

##### ② 取得要件について

新規取得に際し、騎乗者資格の取得を不問としました。

昇格については、活動実績を重視する形に変更しました。

##### ③ 旧資格から新資格への移行措置について

移行措置として、審判員規程別表1の要件を満たしている方に対し、特別な手続きを行うことなく、エンデュランスを除く3競技の資格を付与します。

※2009年8月11日発表では「全競技」としておりましたが、旧制度ではエンデュランス競技についての教育を行っていないため、「エンデュランスを除く3競技」と訂正いたします。

なお、エンデュランス資格については、別途エンデュランス資格に関する講習会を受講し、検定試験に合格した方に付与します。

#### 【その他】

##### ・ 資格更新の方法について

これまでどおり有効期間内に1回以上更新講習会を受講し、有効期間が満了する年度に更新登録の手続きを行う必要があります。

今年度末で有効期間が満了する資格をお持ちの方には、1月中に事務局から個別に郵便でご案内いたします。

##### ・ 登録料について

種目数にかかわらず、所持する審判員資格の中での最上位級の登録料が適用されます。

##### ・ システム上の表示について

現行のシステムは競技別の資格管理に対応していないため、競技別ならびにS級の表示はされませんのでご了承ください。

なお、新制度に対応した次期システムの稼働は平成23年度中を予定しております。

## ■ 平成 22 年度講習会の開催について

- これまでの講習会では、国内審判員・地方審判員・審判員補といったレベルや、新規・更新・昇格といった区分にかかわらず、同一の講義を実施してきましたが、今後はレベル別・区分別の講義内容を取り入れていきます。
- 競技別資格になったことにより、講習会も競技別に実施することになりますが、実際の運営はこれまで通り地域連絡協議会や都道府県馬術連盟が、競技ルールの講義に準コーチの講義を併せて開催する形が主となります。また、主催者の趣向により獣医関連等の講義も実施します。
- 講習会講師はディレクターリストにある複数名で担当します。3級養成講習会の総合ならびにエンデュランスの講義、また、各級更新講習会の総合の講義については、他競技のディレクターが兼ねる場合があります。
- 競技ルール以外の科目（獣医関連等）についてはディレクターリストを定めておりませんので主催者が独自に講師を選定します。
- 詳細は、主催者発表の実施要項でご確認ください。

### 【講習会・検定試験の種類と実施団体等】

講習会・検定試験の種類	実施団体等	実施例
3級養成講習会・検定試験	都道府県馬術連盟 地域連絡協議会 組成団体	地区審判講習会兼準コーチ講習会
各級 更新講習会	都道府県馬術連盟 地域連絡協議会 組成団体	
	競技本部	馬場馬術審判員研修会 エンデュランス審判員養成講習会兼研修会
3級→2級 昇格講習会 および検定試験	競技本部*	エンデュランス審判員養成講習会兼研修会
2級→1級 昇格講習会 および検定試験		馬場馬術審判員研修会兼1級検定試験
1級→S級 昇格講習会 および検定試験		

\*昇格講習会および検定試験は、各競技本部が主体となって行いますが、各地区で行われる更新講習会に併せて検定試験のみを実施する場合があります。

# 日本馬術連盟審判員規程

## (定義)

第1条 この規程は、当連盟の主催・公認競技会（以下、競技会という）において審判として従事する審判員資格の認定について定める。

## (審判員の資格級、職掌および取得要件)

第2条 当連盟が認定する審判員の資格級は以下の4種とし、S級、1級および2級審判員については競技種目別資格、3級については全競技種目共通資格とする。なお、職掌および取得要件は別表1に示す。

- ① S級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ② 1級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ③ 2級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ④ 3級審判員（共通）

## (審判員養成講習会および検定試験)

第3条 審判員資格の新規取得、現有資格の更新および上位級への昇格を目的として実施する講習会を、当連盟が認定する審判員養成講習会（以下、講習会という）と称す。

- 2 審判員資格の新規取得および昇格を希望する者は講習会を受講し、検定試験を受験しなければならない。
- 3 講習および検定試験は同一講習会において受講、受験しなければならない。

## (資格の認定)

第4条 第3条に定める検定試験に合格し、登録が完了した者を審判員として認定する。

## (有効期間)

第5条 第2条に定める審判員資格の有効期間は3年間とする。

## (登録料)

第6条 登録料は別表2に定める。

## (新規登録)

第7条 講習会を受講し検定試験に合格した者に対し合格通知を送付する。通知を受領した者は、概ね1ヶ月以内に登録申請を行うものとする。

- 2 登録申請は、別に定める様式に合格通知の写しを添えて当連盟事務局に送付し、併せて前条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟機関誌およびWEBサイトに公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

- 4 資格の有効期限は合格した検定試験実施日から満3年経過後、直近の3月31日とする。

(資格の更新)

- 第8条 資格の有効期間内に一回以上の講習会を受講し、有効期間が満了する年度に更新登録申請を行うことにより、当該資格の有効期間が延長される。
- 2 複数種目の審判員資格を有する者は、種目ごとに講習会を修了し、更新申請を行わなければならない。
  - 3 更新登録申請は、別に定める様式に修了証の写しを添えて当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。

(資格の昇格)

- 第9条 昇格のための検定試験に合格した者には合格通知を送付する。なお、検定試験以外で要件を満たした者については、それを証明する書類を各自入手のこと。
- 2 昇格登録申請は、別に定める様式に合格通知または前項に定める証明書類の写しを添えて当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟機関誌およびWEBサイトに公表する。
  - 3 検定試験に合格して要件を満たした者について、合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(資格の失効)

- 第10条 次の各号の何れかに該当する場合は、資格を失効するものとする。
- ① 当連盟の会員でなくなったとき
  - ② 第8条に定める更新申請を行わなかったとき
  - ③ 本人より資格の取り消しの申し出があったとき
  - ④ 定年

(資格の復活)

- 第11条 資格を失効した者は、失効時に有していた資格を対象とした講習会を受講し、検定試験に合格することにより当該資格を復活することができる。
- 2 復活登録申請は、別に定める様式に合格通知の写しを添えて当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。
  - 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(定 年)

- 第12条 満75歳に達する暦年の12月31日をもって定年とする。なお、当該日以降の有効期間については消失するものとし、登録料は返金しない。

(講習会受講の免除)

第13条 以下の要件を満たす者については当該競技種目における更新講習会の受講を免除する。

- ① 講習会ディレクターリストにある者で資格の有効期間内に講師を務めた者
- ② 国際審判員資格を有する者

(名誉審判員)

第14条 満 65 歳以上で S 級および 1 級の審判員資格を有する者は、希望により名誉審判員になることができる。なお、名誉審判員として登録された者は、名誉審判員になる前に有していた資格を復活することはできない。

- 2 名誉審判員は、競技会における審判の職務に就くことはできない。
- 3 名誉審判員は会員である限り有効とする。

(オフィシャルバッジ)

第15条 当連盟が認定する審判員資格を有する者あるいは名誉審判員であることを証するため、オフィシャルバッジ（以下、バッジという）を交付する。

- 2 バッジの種類は下記の通りとし、新規および昇格登録時に交付する。
  - ① S 級及び 1 級審判員 角型紺色
  - ② 2 級審判員 角型赤色
  - ③ 3 級審判員 角型緑色
  - ④ 名誉審判員 丸型金色
- 3 バッジは、競技会において審判員の職務に就く場合に着用する。資格を有する者であっても審判員の職務に就かない場合は着用してはならない。ただし、名誉審判員についてはこの限りではない。

附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 16 日に制定し平成 21 年 4 月 1 日より適用する。  
これにより、平成 17 年 4 月 1 日より適用した日本馬術連盟審判員規程は廃止する。

別表1 日本馬術連盟認定資格取得要件一覧

【共通】

級	取得要件	活動の範囲	旧資格からの移行基準
3	18才以上の会員で、講習会を受講し、検定試験に合格した者	<p>【障害】公認競技会カテゴリー★の審判員 全カテゴリーのスタッフ</p> <p>【馬場】スタッフ、セクレタリー</p> <p>【総合】スタッフ、フェンスジャッジ、セクレタリー</p> <p>【エンデュランス】公認競技会の審判員、スタッフ</p>	審判員補

【障害】

級	取得要件	活動の範囲	旧資格からの移行基準
2	3級審判員資格取得後、公認種目の審判担当実績が2大会以上かつ10競技以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	3級の活動範囲に加え、公認競技会カテゴリー★★の審判員	地方審判員
1	2級審判員資格取得後、公認種目の審判担当実績が3大会以上かつ15競技以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、公認競技会カテゴリー★★★の審判員 公認競技会の審判長 (ただし、カテゴリー★★★の審判長は、リストにある者に限る) 主催競技会の審判員	国内審判員
S	1級審判員資格取得後3年以上経過し、次のいずれかの要件を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ①FEI資格を有する者で、CSI-Wの審判員(長)ならびに★★以上の公認競技会の審判長を3年間に合わせて4大会以上経験した者 ②全日本または国体(障害)の審判員ならびに★★以上の公認競技会の審判長を、3年間に合わせて6大会以上経験した者	制限なし	国内審判員で過去3年以内に次のいずれかの要件を満たした者(基準日:2009年4月1日) ①FEI資格を有する者で、CSI-Wの審判員(長)ならびに★★以上の公認競技会の審判長を合わせて4大会以上経験した者 ②全日本または国体(障害)の審判員ならびに★★以上の公認競技会の審判長を合わせて6大会以上経験した者

※審判実績にはチーフスタッフも含む

## 別表1 日本馬術連盟認定資格取得要件一覧

### 【馬場】

級	取得要件	活動範囲	旧資格からの移行基準
2	3級審判員資格取得後、以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ・活動実績が15回以上 ・うち、第3課目以上の審判担当実績が5回以上	スチュワード、セクレタリー	地方審判員
1	2級審判員資格取得後、以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ・活動実績が15回以上 ・うち、第4課目以上の審判担当実績が5回以上	公認競技会の審判員 公認競技会の審判長 (ただし、審判長リストにある者に限る) 主催競技会の審判員	国内審判員
S	1級審判員資格取得後、以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ・審判担当実績が15回以上 ・うち、グランプリ課目の審判担当実績が5回以上	制限なし (ただし、公認競技会の審判長は、審判長リストにある者に限る)	国内審判員でFEI資格を有しCDI★★★の審判経験が有る者

※活動実績カウント方法：審判員、シャドウジャッジ及びセクレタリーは1競技を1回、スチュワードは1日を1回としてカウントする。

### 【総合】

級	取得要件	活動の範囲	旧資格からの移行基準
2	3級審判員資格取得後、公認種目の活動実績がある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	3級の活動範囲に加え、公認競技会の審判員	地方審判員
1	2級審判員資格取得後、公認種目の審判担当実績が5競技以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、公認競技会の審判長 主催競技会の審判長および審判員	国内審判員
S	FEI資格を取得した者	制限なし	国内審判員でFEI資格を有する者

※活動実績にはスチュワード、フェンスジャッジも含む

別表 1 日本馬術連盟認定資格取得要件一覧

【エンデュランス】

級	取得要件	活動の範囲	旧資格からの移行基準
2	3級審判員資格取得後、公認競技会2大会以上の審判担当実績のある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	公認競技会の審判員 スチュワード	なし
1	2級審判員資格取得後、公認競技会3大会以上の審判担当実績のある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、 公認競技会の審判長 主催競技会の審判員 チーフスチュワード	
S	次のいずれかの要件を満たす者 ①FEI資格を取得した者 ②1級審判員資格取得後3年以上経過した者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	制限なし	

※審判実績にはスチュワードも含む



別表 2 審判員資格登録料

資格級	登録料	
	新規・昇格	更新
S 級審判員	17,000 円	15,000 円
1 級審判員	(バッジ代を含む)	
2 級審判員	11,000 円	9,000 円
3 級審判員	(バッジ代を含む)	
名誉審判員	30,000 円 (バッジ代を含む)	

# 審判員資格制度改正に伴う種目別 S 級審判員の認定について

2011 年 1 月 資格委員会

審判員資格制度改正に伴う旧資格から新資格への移行基準に基づき、以下のとおり各部門の S 級審判員資格認定者を発表いたします。

なお、エンデュランス部門についての移行措置はありません。

(都道府県別五十音順、敬称略)

## 1. 障害馬術 S 級審判員 (8 名)

国内審判員で過去 3 年以内に次のいずれかの要件を満たした者(基準日: 2009 年 4 月 1 日)

- ① F E I 資格を有する者で、CSI-W の審判員(長)および★★以上の公認競技会の審判長を合わせて 4 大会以上経験した者
- ② 全日本または国体(障害)の審判員および★★以上の公認競技会の審判長を合わせて 6 大会以上経験した者

帰属	氏名
栃木県	金田 利彦
千葉県	高橋 尚裕
東京都	長田 稔
静岡県	渡部 英雄
愛知県	大波多 廣一
兵庫県	新垣 恒則      平山 一哉      松尾 博幸

## 2. 馬場馬術 S 級審判員 (6 名)

国内審判員で FEI 資格を有し、CDI3\* の審判経験が有る者(基準日: 2009 年 4 月 1 日)

帰属	氏名
東京都	古岡 美奈子      村上 捷治      安岡 嘉彦
山梨県	小林 一英
滋賀県	山脇 洋
長崎県	古川 美登利

## 3. 総合馬術 S 級審判員 (2 名)

国内審判員で FEI 資格 (審判あるいは TD) を有する者(基準日: 2009 年 4 月 1 日)

帰属	氏名
東京都	鈴木 瑞美子
山梨県	石黒 建吉

※システム上の表示について

現行のシステムは「S 級」の管理に対応していないため、新システムに移行するまでの間、表示は「1 級」のままとなりますのでご了承ください。

なお、新システムの稼働は平成 23 年度中を予定しております。

# コースデザイナー資格制度改正に伴う S 級資格の認定について

2010 年 1 月 資格委員会

コースデザイナー資格制度改正に伴う旧資格から新資格への移行措置として、コースデザイナー規程別表 2 に基づき、以下のとおり S 級資格認定者を発表いたします。

(都道府県別五十音順、敬称略)

## 障害馬術 S 級コースデザイナー (24 名)

次のいずれかの要件を満たす者 (基準日: 2009 年 12 月 17 日)

- ①現 FEI 資格を有する者
- ②過去 1 年以内に主催・公認競技会のコースデザイナーを経験した者

帰 属	氏 名
北海道	宮竹 智明 村上 恵祐
岩手県	佐々木 清一
山形県	高橋 昭一
茨城県	小谷 彰則
栃木県	村田 達哉
千葉県	高橋 尚裕
東京都	植田 元 長田 稔 竹田 恆和 山岸 達彦
山梨県	小林 一英
長野県	鶴田 哲也 山下 昭三
石川県	井谷 重春
福井県	吉村 喜信
愛知県	加藤 順一
京都府	高宮 輝千代 塚脇 直樹
大阪府	杉谷 昌保
広島県	石樵 裕隆
高知県	濱田 常稔
福岡県	白川 将基
熊本県	青木 雄二

※システム上の表示について

現行のシステムは「S 級」の管理に対応していないため、新システムに移行するまでの間、表示は「1 級」のままとなりますのでご了承ください。

なお、新システムの稼働は平成 23 年度中を予定しております。